

社会福祉法人義弘会光友園 増築工事

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という）を実施する。

令和3年 2月 26日

社会福祉法人義弘会
理事長 藤戸 純子

1. 入札に付する事項

- (1) 工事名称：（仮称）光友園増築工事
- (2) 工事場所：札幌市白石区川北 2254-5 の内、2254-6 の内、2254-9 の内、2272-14
- (3) 工事期間：契約締結の翌日から令和3年 10月 1日まで
- (4) 工事概要：同一場所に新たな居住棟を増築する。
 - ①増築建物概要 ・ 構造：木造・鉄骨造 2建て
 - ・ 面積：451.68㎡

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 単体企業であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 北海道から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続等又は民事再生法に基づく再生手続等開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 北海道内に本店又は支店、営業所を有していること。
- (6) 現場代理人を本工事に専任で配置できること。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者「株式会社テ-アンド-エヌ北海道設計事務所(札幌市)」と資本関係又は人的関係がないこと。

3. 設計図書等の貸与

- (1) 設計図書等を無償で貸与する。
- (2) 貸与した設計図書等は、当法人の了解なく、複写又は他に公表、使用してはならない。

4. 質問事項の提出及び回答

- (1) 提出日時：令和3年 3月 4日（木）12時
- (2) 提出方法：指定様式に記載の上、電子メールで送信すること。
- (3) 提出先：株式会社テ-アンド-エヌ北海道設計事務所（担当者：梅林 大孝）
 - ・ 住 所 札幌市東区北23条東5丁目4-5
 - ・ Eメールアドレス ume@hkd-sekkei.jp
 - ・ TEL 011-753-1133
 - ・ FAX 011-753-1166
- (4) 注意事項：① 質問事項は、A4版の指定様式（エクセル）に記載するものとする。
② 電子メールで設計会社に提出した後、指定様式に社印を押印した送付書を添付し、提出者のEメールアドレス、連絡先、担当者名を明記した本書を、社会福祉法人義弘会に持参又は郵送するものとする。
③ 電話等による質問は受け付けない。
- (5) 回答日時：令和3年 3月 5日（金）
- (6) 回答方法：電子メールにて、全社の質疑を入札参加予定者に配布する。

5. 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札日時：令和3年3月9日（火）14時
- (2) 入札場所：札幌市白石区川北 2254-5 体育館
- (3) 開札日時：(1)に同じ
- (4) 開札場所：(2)に同じ

6. 入札保証金の納付

免除する。

7. 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

8. 郵送等による入札

認めない。

9. 入札の辞退

入札参加希望者は、入札日までいつでも参加を辞退することができる。ただし、辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。また、入札執行時間までに入札執行場所に来場しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

10. 落札者の決定

- (1) 決定方法：
 - ① 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
 - ② 最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格とする。
 - ③ 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (2) 予定価格：公表しない。
- (3) 最低制限価格：設定する。

11. 契約書の作成

必要とする。

12. 契約保証金の納付

免除する。

13. 前金払い及び部分払い

- (1) 前金払い：契約金額の20%に相当する額以内を前金払いする。
- (2) 中間前金払い：上棟時に契約金額の30%に相当する額以内を中間前金払いする。
- (3) 部分払い：行わない。

14. その他

- (1) 開札の時において、前記「2」に掲げる資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (3) 入札の執行回数は、原則2回までとする。
- (4) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (5) 落札者の決定後において、理事長が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) この入札参加に当たっては、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (8) 以下にかかる費用は、工事請負者の負担とする。
 - ① 諸官署、電力会社等への各種申請書、届出書等の提出に係る費用
 - ② 建設工事安全祈願行事に係る費用
- (9) その他入札に関し不明な点は、社会福祉法人 義弘会に照会すること。

〔電話：011-875-2780 担当：蛭澤〕